

市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

問い合わせ／市・県民税に関すること＝市民税課（内線2254
（2257）、所得税に関すること＝上尾税務署（☎048・
770・1800・自動音声案内）

市・県民税の申告と 確定申告の受付

毎年、事業所得者（営業等、農業）や不動産所得者の売り上げや仕入れ、必要経費等を記載する収支内訳書の自書作成と、医療費控除を受けるための医療費の明細書等の事前作成をお願いしています。なお、医療費控除の明細書の手配布はありません。国税庁ホームページ又は市ホームページからダウンロードし、ご利用ください。申告会場の作成は、会場でお持ちになる方へのサービスの低下になりますので、ご遠慮ください。

市の会場では、市・県民税の申告及び給与や公的年金等収入など、総合課税の確定申告の受付を行い、次の確定申告書類①～⑩の記載相談は行いません。また、市内の会場でのe・Tax申告受付は

行っておりませんのでご了承ください。

①青色申告

②事業所得（営業等、農業）、不動産所得の申告（繰越損失を含む）

③土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）

④株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）

⑤住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）をはじめとする他の申告

⑥雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告

⑦過年分の申告
⑧死亡された方の準確定申告
⑨更正の請求・修正申告
⑩贈与税・消費税の申告

■ご自宅のパソコンで申告書の作成を！（届出不要、24時間利用可）

国税庁ホームページ「確定

申告書等作成コーナー」（平成28年1月更新予定）では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額が自動計算され、確定申告書を簡単に作成できます。作成した申告書は、税務署へ郵送等により提出することができます。

e・Tax（国税電子申告）の利用を！

自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。また、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容（病院等の名称・支払い金額等）を入力して送信することで、提出を省略することができ、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがありません。詳細は、e・Taxホームページをご覧ください。

市民税・県民税が非課税になる方

市・県民税は前年の所得に基づいて課税されますが、扶養親族の人数や所得控除の内容によって非課税となる基準が異なります。

合計所得金額が「28万円×（扶養人数+1）+（扶養がいる場合に）16万8千円」以下であれば非課税となります。

す。なお、本人が未成年又は障害者控除、寡婦（夫）控除を受けているときは、合計所得金額が125万円以下であれば非課税となります。詳細は、市ホームページ又は市民税課にお問い合わせください。

平成27年度分確定申告書等の配布

確定申告書等を、市民税課、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ、市民サービスコーナー、市民センターで1月4日より配布します。部数に限りがありますのでご了承ください。なお、国税庁ホームページから各種様式がダウンロードできます。



税制上の主な改正

ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ（平成28年度課税より適用）

地方団体に対する寄附金に係る特例控除額の上限が、個人住民税所得割額（調整控除後）の1割から2割に引き上げられます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設（平成28年度課税より適用）

確定申告、市・県民税申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みが創設されました。

ふるさと納税の寄附金控除を受けることができる方

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で、所得税の確定申告、市・県民税の申告をする必要がなく、寄附先が5団体以内の方（平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象）

申請方法／寄附先に対し、申告特例申請書を提出してください。詳細は、市ホームページ又は総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

日本国外に居住する扶養親族に係る書類の提出等義務化（平成29年度課税より適用）

個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類（金融機関等が発行する書類）を個人住民税の申告書に添付又は提示しなければならぬこととなりました。